

視点

産業保健の今



福島県医師会常任理事

齊藤道也

大国のナショナリズムの台頭による防衛や貿易の問題、新型コロナウイルスの脅威、自然災害の増加、ICT、AIの革新的利用の増加そして政治情勢も含めると日々の社会変化は目まぐるしいものがありますが、国民経済の維持、発展なくしては社会構造の維持、国民健康の増進はできません。つまり産業保健は、産業医活動を中心とした労働衛生の健全な推進によって安定した各産業界の活動を支え、これからのIT、sustainable社会を目指す我が国の発展に貢献する大変重要な分野と言えます。

産業医とは

事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで業務につけるよう、専門的立場から指導・助言を行う医師を云います。産業医学の専門家として産業保健の理念や労働衛生に関する知識を駆使して労働者の健康障害を予防、心身の健康を保持増進することを目指した活動を幅広く遂行する責務があります。

産業医の職務、業務

産業医の職務の内容は健康障害の予防と労働者の心身の健康保持、増進に資することを目的とした広い範囲にわたるものです。しかし産業構造の変革、労働者の高齢化、IT技術の進展にともなう作業態様の変化、メンタルヘルス・過重労働問題等社会情勢の変遷に関連し業務の重点項目は追加変動、個人の健康情報管理のあり方や事業者の健康配慮義務、責務は新しい制度、法律の施行や裁判所の判例によっても対策が見直されることはよくあるものです。これは今年の4月に全面施行された改正健康増進法によって、職場の受動喫煙対策が大きく変わったことから記憶に新しいものです。

産業医の業務を実務分野別に整理しますと「1. 総括管理」、「2. 健康管理」、「3. 作業管理」、「4. 作業環境管理」、「5. 労働衛生教育」の「5管理」に分類することが出来ます。業種の特殊性、事業場の諸事情、作業現場の状況、関係法規、行政制度を理解した

うえで職務の遂行にあたることは当然なのですが、産業医の個人の権限、努力で完結できる業務は実際のところさほど多くありません。現場の産業保健スタッフの協力、事業者の理解、労働衛生に関する関係機関の支援を得ることで業務の幅が広がり、推進、完結の速度も早くなります。

産業医が求められるもの

1996（平成8）年の労働安全衛生法の改正により「産業医は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める一定の要件を備えた者でなければならない」と規定（安衛法第13条第2項）されたことから、厚生労働大臣が定める産業医研修の修了者として、今年も新型コロナウイルス感染症の影響もあり福島県内の開催回数が減ってはいますが、日本医師会認定（安衛則第14条第2項）の産業医学基礎研修は重要な意味を持ちます。

前述の通り社会情勢の変化とともに目まぐるしく変る事業場の職場環境においては産業保健活動も最新で現場に即した積極的なものであることが要求されることから、生涯研修の受講など自ら資質の継続的な向上に努め、産業保健スタッフと連携、協働することが常に期待されています。

産業医の選任と選任産業医数

事業者は、常時50人以上の労働者を使用するに至った時、もしくは産業医に欠員が出た場合から14日以内に産業医を選任する必要があります。また、産業医を選任した際は滞滞なく所轄労働基準監督署長に届け出る義務があります（安衛法第13条、安衛令第5条、安衛則第13条第1項・2項、安衛則様式第3号による届出）。労働者が多くなるほど産業医の業務量も増えますので事業場規模（労働者数）によって選任する産業医数や専属か嘱託

かが定められています。詳細は関係法規、労働衛生のしおり（中央労働災害防止協会）等をご参照ください。

属託産業医

常時50人以上で999人以下の労働者を使用する事業場における産業医の選任形態は、嘱託（非常勤）が可能のため、現在活躍されている産業医のほとんどが、かかりつけ医機能の役割も兼ね備えた地域社会が活動基盤である開業医や勤務医となっています。

産業保健センター事業

事業者・産業保健活動に携わる産業医・衛生管理者・産業看護職・人事労務担当者等を支援する福島産業保健総合支援センターに加え、原則として労働者数50人未満の事業場を対象に、身近なところで産業保健サービスを「無料」で提供する事業として、福島県内には7ヶ所の地域センター（双葉地域産業保健センターは活動休止中）が設置運営されています。そのサービス内容は、「健康診断結果に基づく医師からの意見聴取」、「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」、「メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導」、「長時間労働者に対する面接指導」等となります。日本医師会認定産業医としてこれら事業へご協力もお願いしたいと思いません。

新型コロナウイルス感染症下の産業保健活動

- ① 産業医は、感染拡大下にあっても感染対策の実情を踏まえ、医療従事者等の感染や重症化を予防するための活動を推進する。その際、職場や作業の改善と医療従事者等の健康確保については、主体的な役割を担う。
- ② 産業医は、職場や作業をよく観察して、実態とその変化を把握するよう努め、実行

可能な改善策を検討して、関係部署と調整して、事業者に提案する。

- ③ 産業医は、事業者が感染予防と事業継続を両立できることを目指し、医療関係者と事業者との双方に対して、独立した立場から産業保健活動の目的がより良く達成されるよう助言する。

上記3項目は基本的姿勢となりますが、感染拡大に伴い事業所における従業員教育や感染防止対策および在宅勤務支援、エッセンシャルワーカー（生活を営む上で欠かせない仕事に従事している人々）の健康確保と事業継続計画、そして国内事業所の活動復活に伴い「ニューノーマルなライフスタイル」を職場に定着させ健康の保持を図る、という各フェーズで産業医の求められる役割は増大していると考えられます。

国内流行初期の2020年春頃までは、人事総務部門や衛生管理者が産業医からの情報も参考にして、職場の新型コロナウイルス感染症対策の骨子を作った事業所も多く、マスクやアルコール消毒液などが市場から消えて、代替消毒方法や手指衛生などを産業医が尋ねられることも多かったと聞いております。

その後「医療機関の受診ルールの説明」「職場と個人の予防対策の徹底」に関する情報提供が産業医に求められ、次いで「受診検査に至らない発熱者が出た場合の出勤許可基準」、

「職場に発熱者が出た場合の消毒のあり方」「在宅勤務中のストレス対策」「感染者や家族および感染リスクの高い業種の従業員等に対する差別・偏見の防止」「社員の海外渡航の是非や、海外渡航先国によって必要な健康証明書などの発行」「職場におけるインフルエンザワクチン接種とインフルエンザ対策」などが事業場の新たな問題となっています。

新型コロナウイルス感染症の収束動向が見通せない現在、これからがインフルエンザ感染症の流行期と重なることから、各事業場における感染予防と有病者が出た際のルール作りは、日本医師会や各学術団体や識者が作成する最新のガイドラインを参考に、常にフレキシブルに調整しながら対応し続けることが産業医には求められています。

おわりに

以上、雑駁ではありますが、あるべき今後の産業保健活動に関し私見を交え総説いたしました。産業医活動を福島県医師会としてさまざまな角度から支援し、産業医を増やし、活動内容の質の向上をはかることは労働者とその家族の健康増進、事業所等の活動支援につながり、ひいては県民健康の向上に寄与するものと考えております。

今後とも福島県医師会会員各位のさらなる産業保健、労働衛生へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

